

各室の在室時間等・清掃業務範囲・立入に関する制限

◆各室の在室時間等（参考）

◆清掃業務範囲

◆立入に関する制限

日常清掃（ゴミ収集を含む。）

定期清掃

害虫及びねずみ等防除

定期（法定）点検保守

消耗品交換（執務室等内の管球交換、「第2章5節2.（8）消耗品の補充等」など）

<時間帯>

朝：原則として執務時間（9：00）前に業務を行う

不：不在時に業務を行う

休：原則として休日に業務を行う

適：議員等の了解を得て、執務時間中に適宜業務を行う

保：保守員が保守点検時に業務を行う

－：制限なし

<入室許可>

届不：入室に届出が不要

届要：入室に事前の届出が必要

立要：入室に事前の届出及び議員等の立会が必要

- ・ S P C が使用する諸室における清掃業務（次頁※部分）は、S P C 自ら実施する。
- ・ 福利厚生施設における清掃業務、消耗品交換、害虫及びねずみ等の防除（次頁※部分）は、S P C 又は運営業者の負担とする。

